

事務所等の労災保険（継続事業）よくあるお問い合わせ

長崎労働局総務部労働保険徴収室

【質問 1】

倉庫の整理作業を行うのが年に1回や2回など、工事現場に付随しない業務を行う頻度が極めて少ない場合であっても事務所等労災に加入しなければならないのでしょうか。

【回答 1】

「特定の工事現場に付随しない業務」として、年に数回程度の倉庫の整理作業であっても、作業を行う見込みがある場合は「事務所等労災」に加入していただく必要があります。

【質問 2】

当社においては、建設業務に従事する者はいますが事務職員は
いません。また、当社には土場や資材置き場もなく、「特定の工
事現場に付随しない業務」に従事させる建設業務に従事する者は
いません。このような場合も事務所等労災に加入しなければならない
のでしょうか。

【回答 2】

「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する可能性が全
くなければ「事務所等労災」に加入していただく必要はありません。

【質問3】

「特定の工事現場に付随しない業務」に係る賃金額の把握はどのようにすればいいでしょうか。

【回答3】

「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した客観的な資料がなくても、事業場全体のスケジュールや各工事台帳等から、「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した日数、時間数等から賃金総額を算出して保険料を計算することとなります。なお、今後においては、「特定の工事現場に付随しない業務」に係る賃金総額となる根拠資料を作成いただくとともに賃金台帳と併せて保管していただきますようお願いいたします。

【質問 4】

当社では、建設業と建物資材の卸売業とを取り扱っており、それぞれ労災保険にも加入しています。「特定の工事現場に付随しない業務」を行う可能性がある場合は、それらとは別に労災保険に加入する必要がありますか。

【回答 4】

資材の卸売と事務所とがそれぞれ独立した事業と認められれば、それぞれ別に保険関係を成立させる必要があります。しかしながら、同じ場所にあり、経理、人事、業務上の指揮監督等から一つの事業と判断できるのであれば、別個に保険関係を成立させる必要はありません。

【質問 5】

元請の工事現場敷地内（又は隣接する）事務所で事務作業を行う場合の賃金額は、自社の事務所等労災の保険関係に含めて算定しますか。

【回答 5】

工事現場敷地内（又は隣接する）にある事務所は、一般的に当該工事に関連した業務を行うためにあり、当該業務に関しては当該工事にかかる保険関係に含めることとなります。

【質問 6】

当社では、工事現場の作業がない日や時間が出来れば、社長の指示で現場作業員に自社事務所の外壁の修繕作業をさせています。当該修繕作業には特に工期は設定していません。時にはクレーン等の重機を使用する場合があります。この場合でも「事務所等労災」として取り扱うこととなりますか。

【回答 6】

工期が定まっていない自社事務所の外壁修繕作業については、有期事業には当てはまらないため、「特定の工事現場に付随しない業務」として「事務所等労災」が適用されます。

また、一時的でも重機を使用するということで「建設の事業」の適用も疑われるところではありますが、事務所等労災の実態により適用業種を判断します。

【質問 7】

賞与を労災保険の「特定の工事現場に付随しない業務」により算定する場合に気をつけることは何でしょうか。

【回答 7】

賞与についても、保険料の算定基礎には含まれますので「特定の工事現場に付随しない業務」にかかる算出方法は当該業務に従事した時間、日数等から会社の賃金（賞与）規定に基づき算定されることとなります。

【質問 8】

建設業の特別加入者が「特定の工事現場に付随しない業務」の作業をしていて負傷した場合は、建設業の労災保険での補償はできませんか。

【回答 8】

「特定の工事現場に付随しない業務」に従事していて負傷した場合は、「事務所等労災」の特別加入をしていない限りは労災での補償はできません。